

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 生産振興部 生産者支援課

法令名	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令	法令の番号	昭和54年政令第205号				
不利益処分の種類	合理化計画の認定取消	根拠条項	第4条第3項				
処分基準	<p>「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令」第4条第3項、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について」第4の3（3）、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について」第5の4の規定による。</p> <p>なお、処分の基準は以下のとおりである。</p> <p>○ 認定を受けた合理化計画に従ってその木材の生産又は流通の合理化を図るためにとるべき措置を講じていないと認めるとき</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	目次NO